

○ 附則の記載について

【コメント】

使用前検査については、旧法の用語であり、本年4月より新法が施行されていることから、記載が適正なものか検討するとともに、一部使用承認についても法令を引用する形の記載に見直すなど、検討すること。

【コメント回答】

本件については、令和元年11月26日に工事計画認可申請を実施し、令和2年3月30日に認可を頂いている。従って、原子炉等規制法の附則第7条に規定の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設」に該当し、旧法に基づく四十三条の三の十一第一項の規定による検査については、なお従前の例によるとされていることから、附則に記載の「使用前検査」で問題ない。(別紙参照)

また、一部使用承認については、法令を引用する形に見直しを行う。

(附則変更案)

本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用済燃料の貯蔵)については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。

なお、ブロック毎の工事が完了し、**実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく使用の承認を受けた使用済燃料ラック**(ブロック)については、**当該承認日以降**に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）
（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）

（使用前事業者検査等） 施行日：令和二年四月一日

第四十三条の三の十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

- 2 前項の検査（次項及び第四十三条の三の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。
 - 一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした設計及び工事の計画（同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。
 - 二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。
- 3 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。ただし、第四十三条の三の九第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

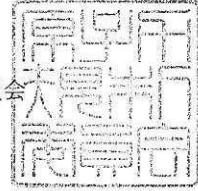
附 則 （平成二九年四月一四日法律第一五号） 抄

第七条 新原子炉等規制法第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定は、施行日以後に工事に着手される施設（輸入される施設にあっては、施行日以後に輸入されるもの）に係る検査について適用し、この法律の施行の際現に工事に着手されている施設（溶接をした施設であって輸入されるものにあつてはこの法律の施行の際現に輸入されているものの溶接、輸入される燃料体にあつてはこの法律の施行の際現に輸入されているもの）に係る旧原子炉等規制法第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の規定による検査については、なお従前の例による。

原規規発第 2003301 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会



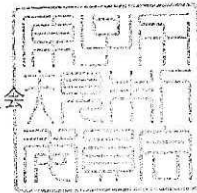
玄海原子力発電所第 3 号機の工事の計画の認可について

令和元年 1 月 2 6 日付け原発本第 1 4 5 号をもって申請がありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づき、認可します。

原規規発第 2003302 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会



玄海原子力発電所第 4 号機の工事の計画の認可について

令和元年 1 月 2 6 日付け原発本第 1 4 8 号をもって申請がありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づき、認可します。

附則の記載例（関西高浜発電所申請書（2020年9月17日申請）より抜粋）

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設に関連する規定および特重施設委員の確保に関連する規定（特重施設要員の有毒ガス防護に関連する規定を含む）については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づく使用の承認を受ける場合は当該の承認日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- (3) 本規定施行の際、使用前検査対象の蓄電池（3系統目）に関連する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。